

【憲法研究】
人権理念におけるピューリタニズムの伝統

2010年11月15日(土)、聖学院本部新館2階において、本年度第回6回憲法研究会が30名の参加の下に開催された。講演者は、本大学大学院長大木英夫氏を迎え、上記の表題についての発表を頂いた。概要は以下の通りである。

大木氏によると、人権論へのまえがきとして、人権の由来について、これまでの日本の知的世界の認識は、1) 人権理念をフランス革命の人権宣言から由来すると見る歴史上の誤り。2) 明治時代の自由民権的な民権論に出ているような思想的解釈の誤り。以上の二つの誤りを犯してきて、それは未だに是正されておらず、またこれらの二つの誤りは根底において絡みっていると冒頭で論じられた。

次に、人権理念と憲法から導入し、トーマス・ペインとエドマンド・バーク、ロバート・フィルマーとジョン・ロックとトーマス・ホッブスらの思想、人権理念の噴泉としてのパトニー会議、ウッドハリスとリンゼイの解明、セイバインの所説、スキナーの見解、ロージャー・ウイリアムスの問題、ケルゼンとブルンナーとニーバー、ケルゼン法学の問題、更に、人権のグローバルゼーションについて触れ、ニーバーのキリスト教的リアリズムと神学的相対主義まで発展して論じられた。

まとめとして、人間学としてのキリスト教弁証学の試みとして、Apologeticsとは何か投げかけをされ、次に人格と人権、人間の再建、新しい時代、新しい文明の課題を掲げられて閉じられた。

最後に質疑応答では、「大正デモクラシー」「フランス革命の人権宣言」「神のベルズナ」などの論点を中心に自由で活発な論議が交わされた。



「人権理念におけるピューリタニズムの伝統」と題して発表があった

(文責:松田寿美子 聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程)
(2010年11月15日、聖学院本部新館2階)